

建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第六十二条第一項の改正規定中『「老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、建物の価額その他の事情に照らし、建物がその効用を維持し、又は回復するのに過分の費用を要するに至ったときは、集会において」を「集会においては」に、』及び『「主たる使用目的を同一とする」を削り』を削る。

第一条のうち第二章中第六十八条の次に二条を加える改正規定のうち第七十条第一項中「属する場合において」を「属し、かつ」に、「ときは」を「場合において、当該団地内建物の全部が、老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、その価額その他の事情に照らし、その効用を維持し、又は回復するのに過分の費用を要するに至ったときは」に、「団地内建物の区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数」を「各団地内建物ごとに、それぞれその区分所有者の五分の四以上の者であつて議決権の合計の五分の四以上の議決権を有するものの賛成」に改め、「新たに」の下に「主たる使用目的を同一とする」を加え、同項ただし書

を削り、同条第二項中「前項本文」を「前項」に改める。

第二条のうち第九条第三項及び第四項の改正規定のうち第四項中「一括建替え合意者の四分の三以上の同意（同意した者の区分所有法第七十条第二項において準用する区分所有法第六十九条第二項の議決権の合計が、一括建替え合意者の同項の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。）及び」を削り、「三分の二」を「四分の三」に、「第三十八条」を「第七十条第二項において準用する区分所有法第六十九条第二項」に改める。

附則第七条のうち第三条第一項の改正規定中『に主たる使用目的を同一とする』を『の敷地』の下に、『に』に改め『を』を加え』に改める。